

滞納整理を強化しています

問 税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金は、納税者の皆さんが定められた期限内に自ら納めていただくものです。納期限を過ぎ、督促後も未納の場合は、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

町では、重要な自主財源である町税を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納税に誠意が見られない人に対して各種財産の調査を行い、差押や換価などの滞納処分を実施しています。

本年度も、山口県税務課職員とともに町税などを徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対して厳しい取組を実施していきます。

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤロックを行う場合があります。



4月9日(火)、町長室において併任徴収(県税務課徴収対策班10人)の辞令交付式が行われました。

滞納すると不利益を受けることがあります

◇財産調査 【平成30年度 358人実施】

金融機関・勤務先・取引先などの財産調査や、場合によっては自宅などの検索を行います。

◇滞納処分 【平成30年度 56人実施】

各種債権・動産・不動産・自動車などを差押え、換価の後に滞納税金へ充当します。

令和元年度

生活基盤整備支援事業の申請を受け付けます

問 建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。用排水の水路、側溝の整備、浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も該当します。

今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫取水施設の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他(上記に準ずるもの)	

■支援の対象となるもの

◇資材の購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシュラン、粒度調整砕石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど

※資材の購入費と機材の借上げ費の合計額について、左記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。

なお、原材料については現物支給を行う場合があります。

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

◇申込締切日 6月28日(金)

◇決定方法

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性などを考慮して申請書の内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。